

(紹介手数料の返還)

採用決定者が、入社の日から6ヵ月以内に、①自己都合により退職した場合、または、②就業規則違反等採用決定者の責に帰すべき事由により解雇された場合、乙は、当該退職または解雇の日の属する月の翌月末日までに、当該採用決定者にかかる紹介手数料の一部を、以下の条件で、甲に対して返還するものとする。当該返還に要する費用（振込手数料を含む）は、乙の負担とする。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月以内の退職・解雇の場合 | 80% |
| (2) 入社後1ヶ月を超えて3ヶ月以内の退職・解雇の場合 | 50% |
| (3) 入社後3ヶ月を超えて6ヶ月以内の退職・解雇の場合 | 10% |

その他取引先企業に準じる